

2022(令和4)年度 研修会講師派遣にかかる事務手続きについて

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)研修会講師派遣申請について、事務手続きを説明します。

<研修会2ヵ月程前>

- 講師派遣制度を使用する場合は、研修会の開催候補日を必ず2案以上設定し、事前に重点プロジェクト推進室までご連絡ください。講義テーマに沿った講師を宗務所員の中から当室にて選定いたします(講師は指名できません)。講師の選定に時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 開催候補日に出向可能な宗務所員が選定できましたら、教務所宛に講師の報告をいたします。その後、当室宛に申請書を提出してください。
宗務所員の出向が不可能でありましたら、その旨連絡いたします。宗務所員以外の宗派内・宗派外講師の紹介を希望する場合は、ご相談ください(宗務所員以外の出向にかかる経費は当該教区にてご負担ください)。

<研修会1ヵ月前>

- 申請書の提出締め切り(研修会1ヵ月前までに必着のこと)。
※申請書式は教区宛にデータを送信いたします。
- 資料の有無や、講義内容の詳細については、講師と直接打ち合わせを行ってください。

<当日>

- 講師が現地へ出向する場合は、講師が最寄りの駅・空港等まで出向しますので、できる限り送迎をお願いします。準備等で送迎が出来ない場合は、事前にその旨を講師に連絡してください。

<注意点>

- ◆現地出向にかかる経費は宗派にて負担いたします。
- ◆実践運動にかかる研修会・協議会への講師派遣制度ですので、法話講師などには使用できません。
- ◆1ヵ月前までに当室との調整を終了し、申請書を提出することを徹底してください。空路の移動となる出向につきましては、航空券の手配の関係上特にご注意ください。
- ◆感染症対策を含め、「オンライン」での出講を積極的にご活用ください。
- ◆組においては、1会計年度に1回までの利用とさせていただきます。
- ◆宗門重点プロジェクト実践目標(貧困の克服にむけて)に関する研修会については、全教区(特区)・組が同一の実践目標を定めるため、連区・教区・ブロックのみ講師派遣制度適用可能とさせていただきます。
- ◆組における研修会にて「オンライン」での出講を申請する場合は、宗門重点プロジェクト実践目標に関する内容についても、講師派遣制度適用可能といたします。

以 上